

各市町村防災担当課長 様

北海道総務部危機対策局危機対策課長
北海道建設部建設政策局維持管理防災課長

降積雪期における防災態勢の強化等について

このことについて、中央防災会議会長（内閣総理大臣）から別添のとおり通知があったので、これから本格的な降積雪期を迎えるにあたり、当該通知に基づき防災態勢の強化を図るとともに、次の事項について取組を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 大雪・暴風雪に関する気象情報などの積極的な収集・情報伝達を行い、住民等に対し早い段階から外出を避けるなどの注意喚起を行うとともに、平時から防災態勢の点検及び再確認を行い降積雪時における警戒の強化を図ること。
また、厳冬期には表層雪崩、融雪期には全層雪崩や河川の水位上昇による低い土地での浸水が発生しやすいことから、雪崩危険箇所マップやハザードマップなどを活用し、周辺住民に対し広く普及啓発するとともに、危険箇所などを中心に警戒巡視を行うこと。

<北海道雪崩危険箇所マップ>

<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/nadare/index2.html>

- 2 昨冬は雪下ろしなどの除雪や暴風雪による事故により、道内で 180 名の死傷者が発生したことから、雪下ろし作業時の留意点や車の運転中に暴風雪に遭遇した場合の対策などについて道がまとめた「ほっかいどうの防災教育」及び以下のホームページを参考に普及啓発・注意喚起を行い被害防止に向けた対策の徹底を図ること。
また、無落雪屋根や雪止め金具の設置など、住宅の安全対策についても、適宜周知を図ること（北方建築総合研究所監修の「戸建て住宅の屋根の雪処理計画」等を参照）。

<災害等に備えて>

- ・暴風雪などによる被害防止について

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/boufusetu.htm>

- ・除雪などによる被害防止について（「戸建て住宅の屋根の雪処理計画」を含む）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/yukihigai.htm>

- 3 避難勧告等の住民への防災情報の伝達にあたっては、地域の実情に応じて防災行政無線、緊急速報メール、インターネット（ホームページ、SNS等）、コミュニティーFMなどの多様な伝達手段を活用し確実に伝達すること。
- 4 被害状況の早期把握と関係機関への早期伝達に努めること。
被害が生じた場合、または救助事案の発生など特別な状況が生じた場合には、火災・災害等即報要領、北海道地域防災計画及び別途通知している「雪による被害状況について」（平成 29 年 11 月 8 日付け危対第 1997 号）に基づき、速やかに報告すること。

〔 (担当) 危機対策課 防災グループ
維持管理防災課 施設防災グループ 〕